

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会指定特定相談支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会（以下「事業者」という。）が設置する社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会指定特定相談支援事業所（以下「事業所」という。）において実施する特定相談支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、特定相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業所等から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービスに事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。
- 3 事業所は、市町、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとし、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 4 事業所は、関係法令等を遵守し、指定計画相談支援を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人 藤枝市社会福祉協議会 指定特定相談支援事業所
- (2) 所在地 藤枝市瀬戸新屋 83 番地の 6

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤 1名（他の職種兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 相談支援専門員 1名以上
相談支援専門員は、利用者の生活全般に係る相談、サービス等利用計画案の作成及

び継続的な利用者へ必要な相談支援を行う。

- (3) 事務職員 1名（他の職種と兼務）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。
(ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。)
(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話連絡等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定相談支援の提供方法及び内容)

第6条 指定相談支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活全般に関する相談
(2) 地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
(3) サービス利用計画の作成及び評価
(4) 訪問による継続的なモニタリング
(5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
(1)から(4)に附帯するその他必要な相談、助言等。

(利用者等から受領する費用及びその額)

第7条 法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供する際は、計画作成対象障害者等から計画相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

- 2 指定特定相談支援事業者は、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域を越えて行う指定計画相談支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
(1) 事業所から、片道1キロメートルあたり 100円
3 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得るものとする。
4 第1項から第2項までの費用の支払いを受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該費用に係る領収書を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 指定特定相談支援事業所は、指定計画相談支援を提供している支給決定障害者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用

(特定費用を除く。)の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額(令第17条第1項に規定する負担上限月額という。以下同じ。)又は高額障害福祉サービス日算定基準額(令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額をいう。以下同じ。)を超えるときは、指定特定相談支援事業者は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、藤枝市全域とする。

(事業の主たる対象とする障害の種類)

第10条 事業所が提供する指定計画相談支援の主たる対象は、次のとおりとする。

- (1) 身体障害者(18歳未満の者を除く)
- (2) 知的障害者(18歳未満の者を除く)
- (3) 障害児(18歳未満の身体障害者及び知的障害者)
- (4) 精神障害者(18歳未満の者を含む)

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文章により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第13条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116号）第一の二の3」に規定する地域生活支援拠点等として以下の機能を担う。

（1）相談

基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、特定相談支援事業所とともに、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握（登録）した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

（2）緊急時の受け入れ・対応

短期入所や生活介護等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

（感染症予防の取り組み）

第14条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じるものとする。

（ハラスメント対策の強化）

第15条 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第16条 事業所は、利用者に対して適切な指定計画相談支援を提供するために、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修（前条に規定する利用者及び児童の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとする。

（1）採用時研修 採用後3カ月以内

（2）継続研修 年1回

2 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業者は、利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成24年4月1日から施行する。

「障害者自立支援法及び児童福祉法に基づく社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会指定特定相談支援事業所運営規定」（平成24年4月1日施行）は、平成25年3月31日をもって廃止する。

この規定は、平成25年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。